

荷役前日入港船舶に対する岸壁使用料の減額に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、早朝の神戸港内の航路における輻輳状態を緩和するため、神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号。以下「条例」という。）第17条第4号及び神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）第18条第5号に基づき、岸壁使用料を減額することに関し、必要な事項を定める。

(対象船舶)

第2条 減免の対象となる船舶は、午前9時までに荷役を開始する外航貨物船舶で、荷役を開始する前日（荷役開始日が月曜日の場合は、土曜日も含む）の午前9時以降に着岸し、翌朝（土曜日に着岸した場合は、翌々日の朝も含む）の午前9時までに荷役を開始するものとする。ただし、入港後錨泊し、土曜日に着岸した場合で、月曜日に荷役を開始する船舶は対象とならない。また、荒天により午前9時までに荷役を開始できないと認めるときは、午前9時以降に開始した場合も対象とする。

(減額)

第3条 条例第15条及び別表第1により算定する岸壁使用料から、着岸から荷役開始日の午前8時までの係留分を除外して算定し、その差額を減額する。

(減額の申請)

第4条 減額を受けようとする者は、船舶の出港後、5日以内に「荷役前日入港船舶に対する岸壁使用料減額申請書」により市長に申請しなければならない。

2 申請書に荷役開始の時間を証する書類の写しを添付する。

(減額の欠格事項)

第5条 以下のいずれかに該当する場合は減額を認めない。

- (1) 減額事由に該当しないこと又は虚偽の申請により減額を受けたことを知ったとき
- (2) 神戸港区域での航行において法令や条例に違反した船舶

(減額の決定)

第6条 前条により減額しないことを決定した場合は別に書面により通知する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。